

# 中津市

## 第1子にも拡充

## 保育施設に通園する3歳以上（学年齢）のお子さんの副食費を免除※します！

※対象児童1人あたりの月額上限は公定価格における副食費徴収免除加算の額です。

これまで(令和7年度まで)

第2子以降の3歳以上（学年齢）の児童が対象

令和8年4月から

3歳以上（学年齢）のすべての児童が対象へ

※中津市に住んでいる(住民登録)のある方に限ります。

### 対象児童への通知

対象者へは副食費免除の通知を、在籍の保育施設からお渡しします。

※申請等の手続きは不要です。

この事業は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

### お問い合わせ先

担当課 中津市役所 保育施設運営課

TEL 0979-22-1129(直通)

